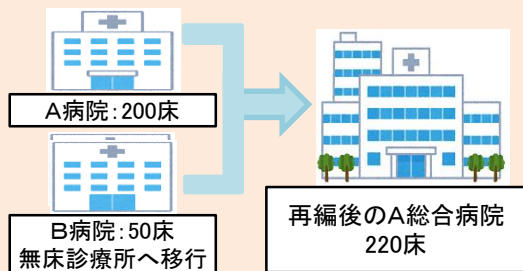


再編計画の認定について

1. 再編計画認定までのプロセス

再編を検討している複数医療機関



①再編計画を策定



③調整会議で協議し、合意

②地域医療構想調整会議に諮る

④地方厚生局へ再編計画を提出
(都道府県を經由)

地域医療構想調整会議 (各都道府県)

・提出された再編計画について、
地域医療構想の達成に向けた病床の
機能の分化及び連携を推進するために
適切に協議を行う。



・各都道府県は、地域医療構想調整
会議において、再編計画の内容を
確認するものとする。



⑤再編計画の認定

厚生労働省 (地方厚生局長)

・提出された再編計画について、所定の要件を満たすものであるか確認を行い、適当であると認められる場合は認定を行う。

・再編計画の認定に当たっては、関係都道府県の意見を聴取する。

厚生労働省
地方厚生局



⑥再編計画を認定した旨を
都道府県へ通知

2. 再編計画について

〈再編計画に記載する事項〉

- ・再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ・再編の事業の実施時期
- ・再編の事業の内容 (再編前後の病床数及び病床機能等)
- ・再編事業を実施するために必要な資金、不動産に関する事項

〈地方厚生局長の認定を受けた際に受けることができる支援〉

- ・当該計画に基づき取得した不動産に対する税制優遇措置 (登録免許税、不動産取得税)
- ・当該計画に基づく増改築資金、長期運転資金に関する金融優遇措置